

日政連の ご案内



日政連は
行政書士会員のための
政治連盟です。

ユキマサくんは日本行政書士会連合会の
公式マスコットキャラクターです。



日本行政書士政治連盟

行政書士会員のみなさまへ

「日政連はあなたの

行政書士という職業を選択し、入会したからには行政書士制度が充実発展し、結果として国民から利用しやすい制度と感謝され、個人的には収入が増えるという図式を願わない会員は皆無のはずです。行政書士の政治連盟は個々の思想信条や政治理念ではなく、行政書士制度の充実発展のためにだけある存在であり、**その結果は、等しく個々の行政書士に降り注ぐものであること**を、先達が我々のために残した苦難の歴史の中から学び取り、新しきを知る糧としたいものです。行政書士制度の充実発展に協力する道は、行政書士であるあなたの目の前に常に開かれています。



目的

日本行政書士政治連盟（以下、日政連）は、日本行政書士会連合会（以下、日行連）と連携して行政書士の社会的、経済的地位の向上を目指し、制度の充実、発展と行政書士の権益の擁護を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するための政治活動を行うことを目的としています。

必要性

日政連は、全会員の力を結集し組織力を強化すること、行政書士法改正に向けその活性化及び活動を図り、より必要な法改正を実現し、資格者としての地位向上を図ることこそ重要です。また、行政書士にとって不利益となる法改正や立法を阻止することも政治連盟の大切な任務です。

現在、幾つかの政党に「行政書士制度推進議員連盟」等の名称を冠し、与野党に行政書士制度を推進するための組織が作られています。法改正ともなれば、議員連盟を通じて衆参法制局、各党の部会・政策審議会に上げ、対立する他業界の議員連盟と調整・了承を取り付け、その後、衆参両院の委員会審議を経て本会議に上程となる長く険しい道のりがあり、膨大な時間と圧倒的な活動量が求められます。

役割

行政書士法は、議員立法です。内閣法のように、国が法案を優先的に取り上げてはくれません。行政書士法改正は、全党一致が必要であるため、時により一部の反対に合うこともあります。

山積された法案の中から、行政書士法改正案を優先的に取り上げて、提案していただくための活動が絶対必要です。日政連は、行政書士制度に理解のある政党、国会議員、行政書士制度推進議員連盟と協議、陳情等の対策を行い、各省庁に理解を求め法改正を実現しています。

組織

全国の会員が日政連を組織し、日政連は各都道府県に政治連盟（以下、支部）を置き、支部が加入手続きや会費を集めています。これまで多くの法改正を成し遂げてきたのは、その会員の英知を結集し組織の総力をあげて活動した賜です。

ための政治連盟」です。

都道府県支部の役割

行政書士業務に関する法令は、日本国憲法から始まり、各地方自治体の条例に至るまで、数限りなくあります。各支部は、各地方自治体の制定する条例に対して、総力をあげて対応し、我々行政書士の職域の確保・拡大や非行政書士排除などに努めています。

日政連の支部と役割



日政連並びに支部の活動資金

個々の行政書士が十分活動するには、法改正や行政書士の職域の確保・拡大と社会的地位の向上を図るために、行政書士を支えてくれる強力な組織が必要です。この目的達成のため、日政連が活動しています。

しかし、活動するためには、自ずと活動資金が必要になります。**日行連では政治活動は認められず、政治活動はあくまでも日政連でしかできないのです。**

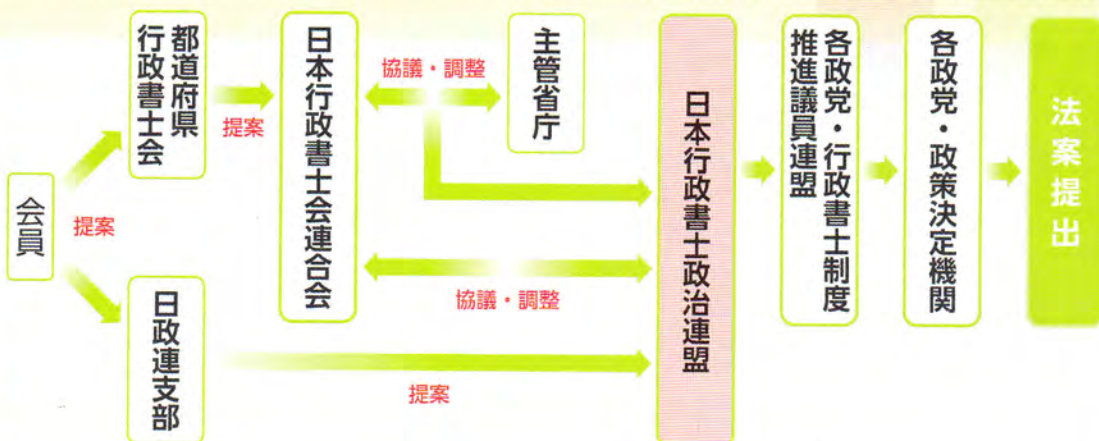
したがって、政治活動をしていくには、日行連とは別に日政連の会費が必要となります。**日政連並びに支部の活動は、“総ての行政書士のために”であり、その成果の恩恵は、“総ての行政書士が平等に受ける”**ことになるのです。

時宜を得た法改正を 法改正活動

法改正等の推進

- 1 行政書士法の改正
 - ① 制度及び日行連・単位会の目的規定の整備
 - ② 一人法人
 - ③ 聴聞又は弁明の機会付与に係る代理手続の制限の解除
 - ④ ADR (裁判外紛争処理) 代理権の付与
- 2 成年後見制度推進、空家等対策事業、所有者の所在把握が困難な土地への対応等に行政書士の積極活用を
- 3 その他行政書士の権益に関する行政書士法改正の推進

法改正への道のり



これまでの**日政連活動**(抄)

- 昭和56年 6月30日 日本行政書士政治連盟結成
- 昭和57年12月17日 自由民主党行政書士制度推進議員連盟結成
- 昭和58年 1月10日 国家試験へ移行等の法改正、第97回国会で成立
- 昭和58年11月10日～18日 社会、公明、民社、の各党に協力議員連盟設立
- 昭和59年 3月13日 自動車検査登録書士法、立法化阻止
- 昭和60年12月24日 申請手続代理権取得を目指す法改正運動開始
- 平成元年 6月15日 申請取次行政書士について陳情、実現をみる
- 平成 5年10月30日 会計調査人についての陳情開始
- 平成 9年 6月10日 行政書士法一部改正案
(①目的規定の創設、②欠格事由に関する規定の整備、③罰則の整備) 衆議院で可決、成立
- 平成 9年12月 4日 行政改革委員会規制緩和小委員会報告
「行政書士による書類作成業務独占の廃止」が「業務独占の在り方について、今後具体的な検討を開始すべきである」となる
- 平成10年 2月 5日 自由民主党司法制度特別調査会へ「司法的人的なインフラ整備について」の要望書提出
- 平成11年 7月 8日 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立
(初めての政府提案法案)
①行政書士試験の受験資格の削除
②同試験の試験事務を指定機関に行わせることができる、とされた
③連合会会則から「報酬の基準に関する規定」を無くすとともに、単体会会則から「報酬に関する規定」を無くす
- 平成13年 6月29日 行政書士法の一部を改正する法律案成立
1. 目的規定の整備
2. 業務の明確化
①行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続きについて代理すること
②行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること
③行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること
3. 行政書士証票の導入
- 平成14年12月13日(公布)
平成15年 2月 3日(施行) 「行政手続等における情報技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に伴う行政書士法の一部改正
①書類に電磁的記録を含める
②総務省令で定める者は電磁的記録の作成を認められることとなった
- 平成15年 7月30日(公布)
平成16年 8月 1日(施行) 1. 行政書士法人制度の設立
2. 研修の努力義務
3. 行政書士懲戒に関する規定の整備
- 平成20年 1月30日(公布)
平成20年 7月 1日(施行) 行政書士法の一部改正
①聴聞又は弁明の機会の付与等に係わる行為の代理権
②欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備
- 平成26年 6月27日(公布)
平成26年12月27日(施行) 行政書士法の一部改正
行政不服申立て手続代理権を行政書士業務として規定
<改正法の柱>
1. 特定行政書士制度の創設
2. 特定行政書士の付記
3. 行政書士法人の業務の範囲
4. この他の規定の整備



日本行政書士政治連盟

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28
虎ノ門タワーズオフィス10F
TEL 03-6432-4334 FAX 03-6432-4335
<http://www.gyoseiren.jp>